

(国際実証研究費助成事業)

「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業／省エネ型産業パークを実現するための自立分散型エネルギーシステムの実証研究（中国）」に関する実施体制の追加にかかる公募

# 公 募 要 領

2022年12月 9日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

省エネルギー部

### 【受付期間】

2022年12月 9日(金)～2023年 1月 10日(火)正午必着

※ 応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ホームページにてお知らせいたします。

### 【提出先及び提出方法】

■本公募要領に従って提案書を作成し、下の提出先に、電子メールまたはファイル転送ソフト（以下、「電子メール等」という。）で提出してください。

<提出先>

[shouene-kokusai@nedo.go.jp](mailto:shouene-kokusai@nedo.go.jp)

■期限までに着かなかった、または、書類に不備があった提案書は、審査対象にならないので、ご注意ください。

■他の提出方法（持参・郵送・FAX等）は受け付けません。

■再提出は受付期間内であれば可能です。どの応募の再提出か分かるよう提案事業名、送付日時などを明記し、電子メール等にて送付してください。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

## 目次

1. 件名	5
2. 事業概要	5
(1) 背景／目的、内容	5
(2) 事業の流れ	5
(3) 対象とする技術・実証研究の要件と技術分野について	8
(4) 対象国・地域	8
(5) 実証前調査の期間	9
(6) 実証前調査の規模	9
(7) 交付規程について	9
3. 応募要件	9
4. 提出期限及び提出先	11
(1) 提出期限	11
(2) 提出先	11
(3) 提出方法	11
(4) 提出書類及び提出時のファイル形式 [ファイル数]	13
(5) 提出にあたっての留意事項	14
5. 秘密の保持	14
6. 助成先の選定	14
(1) 審査の方法について	14
(2) 審査基準	15
7. 留意事項	17
(1) 政府の予算状況による変更	17
(2) 実証研究における機器・システムの発注・製造について	17
(3) 企業化状況報告書等の提出	17
(4) 収益納付	17
(5) 実証研究で取得する資産の取扱いについて	17
(6) 助成金交付申請書	17
(7) 事後評価・追跡調査	18
(8) 「国民との科学・技術対話」への対応	18
(9) 助成事業で得られた成果の発表の取り扱いについて	18
(10) 交付決定の取り消し	19
(11) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応	19
(12) 研究活動の不正行為への対応	20
(13) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	21
(14) 重複の排除	21
(15) 実施体制に外国法人を含む場合の提出資料について	21
(16) 事業実施途中における実施体制の変更について	22
(17) 物品の調達について	22
(18) 標準化への対応	22
(19) NEDOと事業者の役割について	22
(20) 相手国政府機関等との間のMOU等及び相手国企業とPA等の締結について	22

8. 説明会の開催.....	23
9. 問い合わせ先.....	23
10. NEDO事業に関する業務改善アンケート.....	23
11. 【参考】事業化評価/フォローアップ審査の審査基準（予定）.....	23
12. 【参考】温室効果ガス排出削減量計算要領.....	26
13. 【参考】財産の処分制限と収益納付.....	27

「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業／省エネ型産業パークを実現するための自立分散型エネルギーシステムの実証研究（中国）」に関する実施体制の追加に係る公募について  
(2022年12月 9日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2022年度に「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業／省エネ型産業パークを実現するための自立分散型エネルギーシステムの実証研究（中国）」（以下、「本事業」という。）を国際実証研究費の助成事業として追加公募します。本調査への参加を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

なお、本調査は、政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

## 1. 件名

エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業／省エネ型産業パークを実現するための自立分散型エネルギーシステムの実証研究（中国）

## 2. 事業概要

### (1) 背景／目的、内容

#### ① 背景／目的

中国政府は国全体を挙げて低炭素・省エネ化社会の実現に邁進し、2020年9月22日の国連大会で、2030年のCO<sub>2</sub>排出量をピークとして、2060年にはカーボンニュートラルを達成する目標を宣言しました。中国は世界一の水素生産大国でもあり、その生産量は世界の年間総生産量6,300万トンの約1/3を占めています。本事業は、中国の産業パークにおいて、未利用の副生水素を活用し、先進的で環境負荷を抑えた自立分散型エネルギーシステムの実現・普及を目的とします。

「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業／省エネ型産業パークを実現するための自立分散型エネルギーシステムの実証研究（中国）」（助成先：株式会社安井建築設計事務所、ENEOS株式会社、東芝エネルギーシステムズ株式会社）は2021年11月から2023年12月（予定）まで実証前調査を実施していますが、実証研究用の脱水素装置に使用する触媒およびその脱水素装置に関して、中国での現地生産の可能性、生産や輸送のリードタイム、生産コスト、知財リスク等の追加調査が必要となりました。その調査について、実証研究を見据えて実施していただく事業者を追加で公募するものです。

#### ② 内容

現在実施している実証前調査で選定された実証サイト候補である産業パークの開発計画と一体となって技術を実証するため、現在の助成先（事業者）と協力体制を構築し、実証サイト候補と折衝しつつ、実証研究および普及へ向けて最適な計画を立案します。なお、実証前調査は、実証研究とその後の普及を見据えた調査であることから、その趣旨に照らして、事業者自身が中国において当該技術でのビジネス（普及）を目指していることを要件といたします。

### (2) 事業の流れ

本事業は、①実証前調査、②実証研究・実証事業③フォローアップによって構成されます。①実証前調査の終了時には個別テーマ毎に事業化評価を行い、実証研究・実証事業の実現可能性及び技術の

普及可能性が十分認められたものは、②実証研究・実証事業に移行します。また、実証成果の普及活動が必要かつ有効と認められる場合は、③フォローアップを実施することがあります。

本事業は助成事業（NEDO負担率：大企業1／2、中小・ベンチャー企業2／3）として実施します。

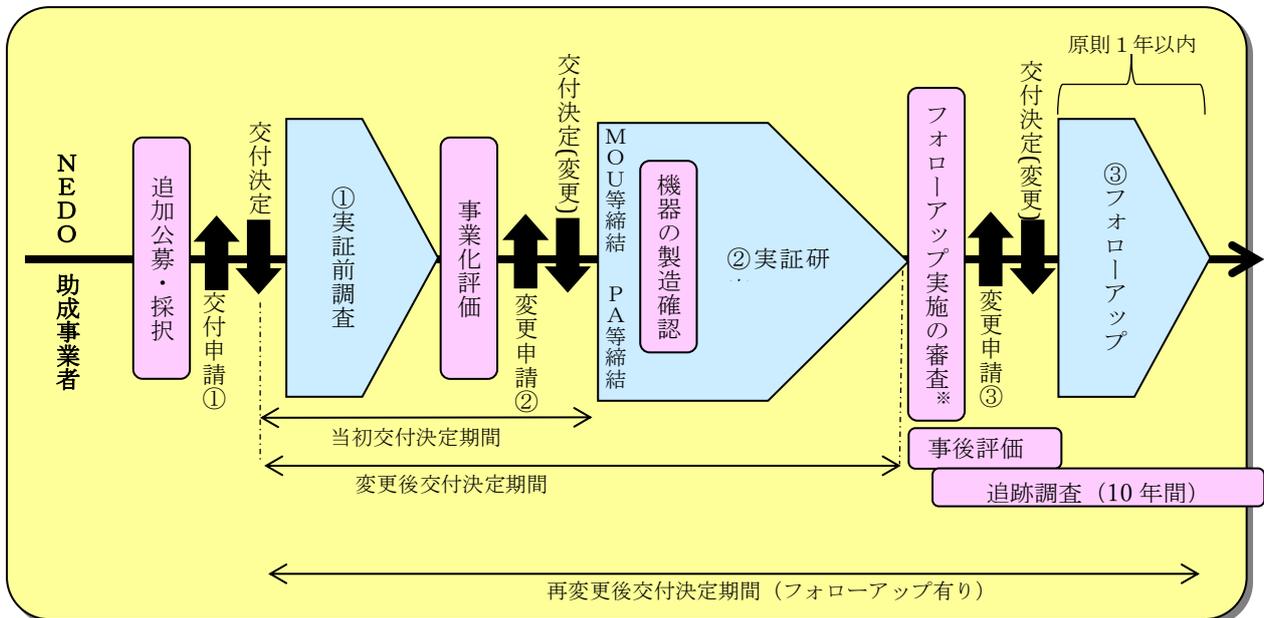


図1：国際実証事業（助成）進め方

それぞれのフェーズにおける内容、実施形態、期間、対象費用は以下のとおりです。

### ① 実証前調査

実証設備の仕様、実証研究の詳細計画、実証研究後の事業計画を検討します。加えて、実証研究を行う際に相手国企業と締結する契約文書（以下、仮にPA (Project Agreement) という）の原案を作成し、相手国企業との議論を通じて内容についての事前の合意を取り付けます<sup>※1</sup>。この実証前調査の結果をもとに、外部有識者による事業化評価が行われ、実証研究の実現可能性と技術の普及可能性が十分認められた個別テーマは、実証研究に移行します。

実施形態：助成事業

助成率：大企業1／2、中小・ベンチャー企業2／3 <sup>(注)</sup>

対象費用：「労務費」、「その他経費」、「委託費・共同研究費」（「機械装置等費」は対象外）<sup>※4</sup>

<sup>※1</sup> 実証研究への移行が事業化評価により認められた後にPAを締結することについて、相手国企業に理解していただくよう注意してください。また、NEDOが相手国と締結する合意文書（以下、仮にMOU (Memorandum of Understanding) という）と整合を取るために、PA案をNEDOと共有していただきます。

### ② 実証研究

NEDOは相手国政府機関等と協力に関するMOUを締結し、実証研究の実施者（日本側実施者）は相手国企業と実証実施に関するPAを締結した上で、以下の(i)から(iv)を実施します。

- (i) 実証研究の詳細計画の策定、機器・システムの設計
- (ii) 製作・輸送
- (iii) 設置・試運転
- (iv) 実証運転・普及啓発

実施形態：原則助成事業

規 模：1テーマあたり原則4,000百万円以内（実施者負担分含む）

助成率：大企業1/2、中小・ベンチャー企業2/3（注）

期 間：原則3年以内

対象費用：「機械装置等費」、「労務費」、「その他経費」、「委託費・共同研究費」

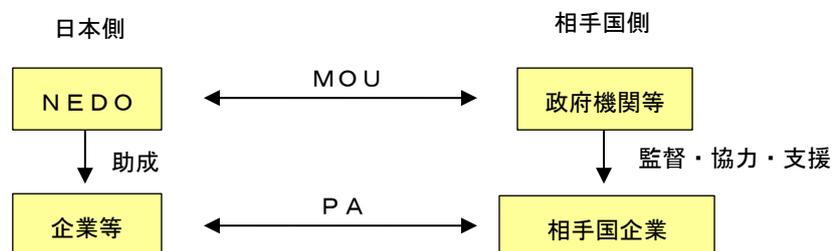


図2：実証研究時の体制

### ③ フォローアップ

成果普及活動が必要かつ有効と認められる場合、見学会・セミナー・展示会への参加・開催、人材育成、専門家派遣、運転データの取得等を実施します。

実施形態：原則助成事業

規 模：原則20百万円（実施者負担分含む）

助成率：大企業1/2、中小・ベンチャー企業2/3（注）

事業期間：原則1年以内

対象費用：「労務費」、「その他経費」、「委託費・共同研究費」（「機械装置等費」は対象外）

（注）大企業及び中小・ベンチャー企業の定義は以下のとおりです。

\* 大企業とは以下に定義する中小・ベンチャー企業を除いた企業

\* 中小・ベンチャー企業とは、以下の（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当する企業等であって、大企業の出資比率が一定比率を超えず（注1）、かつ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないものをいいます。

（ア）「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ※1	資本金基準 ※2	従業員基準 ※3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種 （下記以外）	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

（イ）「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 特許法施行令10条第2号ロに該当する事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合

会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会)

(ウ) 研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・試験研究費等が売上高の3%以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること。
- ・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ・提案時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

(注1) 次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(注3)の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(注3)の所有に属している企業
- ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業。

(注2) 常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

(注3) 大企業とは、(ア)から(ウ)のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(3) 対象とする技術・実証研究の要件と技術分野について

以下のすべての項目を満たしていることを必須とします。採択審査にて、いずれかの項目を満たしていないとの結論に至ったものは不採択となります。

- ① 顕著なエネルギー消費削減効果・石油燃料代替効果(以下「削減・代替効果」という)が期待できるもの。
- ② 実証後、国内外市場での普及が期待される技術であること。又は、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証を通じて、日本への成果還元が期待できること。
- ③ 提案者が過去に実施した事業と比べて、技術又はその使用形態に十分な差異があり、かつ実用化に向けた技術的課題が明確であること。又は、実証を行う地域特有の運用上の課題が明確であること。
- ④ 次の技術分野に当てはまるもの。
  - ・中国での脱水素装置(実証機)用のコーク生成反応、脱メチル反応、その他副生反応を抑制できる触媒およびその脱水素装置の製造、運用、資産保有ならびに工業化

(4) 対象国・地域

対象国は中華人民共和国。

ただし、外務省海外安全情報の危険情報(感染症危険情報<sup>※1</sup>は含まない)において、レベル2(不要不急の渡航は止めてください)以上<sup>※2</sup>に指定された場合は別途支持する。

なお、当該国であっても、安全保障貿易管理の観点から、輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した外国ユーザーリスト(<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html>)に掲載されている企業・組織等(以下「企業等」という。)又は国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国(国連武器禁輸国・地域)(輸出貿易管理令別表第3の2)及び懸念3か国(輸出貿易管理令別表第4)に属する企業等が提案書の相手国政府機関・相手国企業等に含まれている場合は本事業の対象外とします。

※1 感染症と出張に関する考え方

実施者(提案者)の社内規定に基づいた実施者の判断を尊重しますが、委託事業については、NEDO側で出張の必要性和現地での感染リスクを十分に検討いたします。また、複数の事業者に委託している場合には、事業者間の合意形成が行われている

ことも NEDO 側で確認いたします。

ただし、外務省の指定する感染症危険レベルが 3 以上の国・地域への出張は原則認めません。

※2 レベルに関する考え方

事業の開始後にレベル 2 以上に引き上げられた場合で、レベル 1 以下への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、事業を中止する場合があります。

(5) 実証前調査の期間

実証前調査の期間は、NEDO が指定する日から 2023 年 12 月末まで。

(6) 実証前調査の規模

本調査は、1,500 千円以内（実施者負担分を含む）とします。

ただし、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により申請額から減額して交付することがありますのでご留意ください。

(7) 交付規程について

本助成事業は、国際実証研究費助成金交付規程が適用されます。また、助成金の交付を受けるための事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。なお、国際実証事業用の交付規程では、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程と同様、実証研究で取得する財産の処分に制限がかかること、事業終了後 5 年間は企業化状況報告書の提出及び収益納付の義務が課せられること等、様々な注意点がありますので、あらかじめ内容を御確認ください。

【参考】

- ・ 助成事業の手続き：交付規程・様式

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_koufukitei\\_koufukitei.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html)

- ・ 助成事業の手続き：マニュアル

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

### 3. 応募要件

(1) 助成対象事業者

助成事業者は、対象技術を有し<sup>(注1)</sup>、かつ次の要件（①から⑨まで）並びに「基本計画」及び「2022 年度実施方針」に示された内容を満たす、単独又は複数で助成を希望する企業等であることが必要です。なお、複数者で提案の場合は、必ず提案の責任者となる幹事法人を定め、各企業等間の責任と役割を明確にしてください。

- ① 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ② 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ③ 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④ 当該助成事業者が遂行する事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発等を行うものであること。
- ⑤ 当該助成事業者が助成事業に係る企業化（ビジネス展開）に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- ⑥ 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

- ⑦ 当該事業の全部又は一部を複数の企業等が共同で実施（コンソーシアム方式）する場合は、各企業等が当該事業の実証成果の普及計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確になっていること。また、コンソーシアム内の意見集約等を主導する幹事企業が予め決定されていること。
- ⑧ 本事業は、対象国の政府機関及び実施サイト機関等と共同で実施する事業であり、実証研究の実施に当たっては助成事業者と実施サイト機関等が業務及び費用を分担して行うため、事業全体及び実施サイト機関等による分担業務の遂行について助成事業者が責任を持つこと。
- ⑨ 提案者は日本法人（登記法人）であること。ただし、外国法人が、以下の条件を全て満たした場合は、日本法人と外国法人との共同申請も可能とします。

i. 提案者たる日本法人の海外現地法人であること

提案者たる日本法人が議決権付株式の過半数を有すること。但し、現地の法制度等に照らし、提案者たる日本法人が議決権付株式の過半数の保有が困難な事情がある場合は、当該事情を考慮して、NEDOが適当と認める日本法人の海外現地法人<sup>(注2)</sup>であること。

ii. 日本法人との共同申請

日本法人との共同申請であり、当該申請の幹事企業が日本法人であること。共同申請する日本法人と外国法人は、国際実証研究費助成金にかかる確約書（別添2）を提案書類とともに提出する。当該日本法人と外国法人（海外現地法人）は、一切の金銭債務（助成金の返還債務、加算金又は延滞金の支払債務、及び収益納付又は処分制限財産の処分により生じた収入の納付に係る債務を含む。）について、連帯して履行することを条件とする。

iii. 国内代理人の選任

海外現地法人とNEDOの間の各種書類の授受、NEDOの検査及び評価等の対応のため、海外現地法人は共同申請者である日本法人を助成事業に係る国内代理人として選任すること。また、海外現地法人は国内代理人となる日本法人の役員又は従業員で、日本に住所を有する者に、当該海外現地法人の助成事業の遂行に必要な権限と責任を与えること。

iv. その他

交付規程並びに交付決定の内容、条件、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠し、交付規程に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間によるものとする。また、交付規程に定める通貨は日本円とする。

なお、相互の意見の疎通を図るため、交付規程で定める文書、書類、報告書等については、外国法人も日本語を使用するか、或いは国内代理人の責任で日本語訳を添付すること。NEDOと外国法人との間の協議、連絡、打ち合わせ等において日本語を使用することが求められる場合は、通訳の確保等の必要な措置を、当該外国法人又は国内代理人の負担で講ずること。

(注1) 複数者で申請する場合、いずれかの者が当該技術を有していれば、可とする。

(注2) 現地の法制度等によっては、日本法人が議決権付株式の過半数の保有が困難な場合があります。その場合、申請者たる日本法人が、会社法施行規則にある財務及び事業方針の決定を支配している法人又はそれに準じる法人であれば、助成先としての条件を満たしていると判断します。

## (2) 助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- ① 助成事業が、別紙の基本計画に定められている課題の実用化開発を行うものであること。

- ② 助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと。
- ③ 助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータ※も含め、具体的に説明すること。  
※バックデータ：上記の基礎となる主要な事項（背景、数値等）
- ④ 当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）へ協力すること。
- ⑤ 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

### （３） 助成対象費用

助成の対象となる費用は、国際実証研究費助成金交付規程第6条に示すとおりです。なお、実証で製作・購入する機械装置へ付保する費用は、助成対象費用として計上できません。

## 4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに、以下の提出期限までに提出先へ、電子メールまたはファイル転送ソフト（以下、「電子メール等」という。）で提出してください。なお、持参、郵送、FAX等による提出は受け付けません。ただしNEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

### （１） 提出期限

2023年 1月10日（火）正午必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

※NEDO公式 Twitter をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを Twitter で確認できます。是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】NEDO 公式 Twitter

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

### （２） 提出先

省エネルギー部 国際グループ： [shouene-kokusai@nedo.go.jp](mailto:shouene-kokusai@nedo.go.jp)

### （３） 提出方法

「4.（2）提出先」への電子メール等の本文で以下の①～⑥を箇条書きしていただき、⑦、⑧を添付してください。⑦で添付するファイルは、PDF形式で1ファイルのみ、⑧で添付するファイルは提出書類毎に作成し、指定のファイル形式に変換の上一つのzipファイルにまとめてください。

再提出時には、どの応募の再提出か分かるよう、提案事業名、提出日時などを明記し、電子メール等にてご送付ください。

提出された提案書を受理した際には提案法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

<件名>

「省エネ型産業パークを実現するための自立分散型エネルギーシステムの実証研究（中国）」事業追加公募応募（事業者名）

<本文記載項目>

- ① 提案事業名（調査テーマ名）（日本語）
- ② 提案事業名（調査テーマ名）（英語）
- ③ 提案方式（単独提案 or 共同提案）
- ④ 幹事法人名称（日本語）
- ⑤ 幹事法人名称（英語）
- ⑥ 幹事法人連絡担当者氏名（姓と名の間スペース必要）
- ⑦ 幹事法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑧ 幹事法人連絡担当者電話番号（ハイフン（-）必要）
- ⑨ 共同提案法人名称（日本語）（1）
- ⑩ 共同提案法人名称（英語）（1）
- ⑪ 共同提案法人連絡担当者氏名（1）（姓と名の間スペース必要）
- ⑫ 共同提案法人連絡担当者Eメールアドレス（1）
- ⑬ 共同提案法人名称（日本語）（2）
- ⑭ 共同提案法人名称（英語）（2）
- ⑮ 共同提案法人連絡担当者氏名（2）（姓と名の間スペース必要）
- ⑯ 共同提案法人連絡担当者Eメールアドレス（2）
- ⑰ 共同提案法人名称（日本語）（3）
- ⑱ 共同提案法人名称（英語）（3）
- ⑲ 共同提案法人連絡担当者氏名（3）（姓と名の間スペース必要）
- ⑳ 共同提案法人連絡担当者Eメールアドレス（3）
- ㉑ 対象国・地域
- ㉒ 技術的ポイント（300文字以内）
- ㉓ 利害関係者（該当なしの場合は「なし」と入力）（※）
- ㉔ 調査期間（実証要件適合性等調査の期間を記載。）
- ㉕ 提案額（実証要件適合性等調査の提案総額（円単位）を入力。）
- ㉖ 備考（共同提案者が3者以上の場合はこちらに法人名称（日／英）・連絡担当者氏名・Eメールアドレスを記載）
- ㉗ 提案書・事業概要書（提案書（4）提出書類のうち提案書・事業概要書を1つのPDFにまとめて添付、最大100MB）
- ㉘ その他提出書類（（4）提出書類のうち㉗にて提出した以外の書類を1つのZipファイルにまとめて添付、最大100MB）

※利害関係の確認について

- NEDOは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。NEDOから①提案事業名（調査テーマ名）（日本語）、④・⑨・⑬・⑰提案法人名称、

②③技術的ポイントを採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。

- また、NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、②④利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、業務管理者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

#### （４）提出書類及び提出時のファイル形式 [ファイル数]

- ① 提案書（別添１－１）（本文、研究体制、積算）・事業概要書（別添１－３）：PDF形式 [１ファイル]  
※事業概要書・提案書の順番に１つにまとめてPDFファイルにすること。
- ② 経済性評価関連Excelフォーマット（別添１－２）：エクセル形式 [１ファイル]
- ③ 事業概要書（別添１－３）：パワーポイント形式 [１ファイル]  
※事業概要書は提案書と１つにまとめたPDF形式及びパワーポイント形式の計２ファイル提出すること。
- ④ リスク管理シート（別添１－４）：エクセル形式 [１ファイル]
- ⑤ 国際実証研究費助成金に係る確約書（別添２）：PDF形式 [該当する場合は必要ファイル数分]
- ⑥ 事業成果の広報活動について（別添３）：PDF形式 [１ファイル]
- ⑦ 非公開とする提案内容（別添４）：PDF形式 [１ファイル]
- ⑧ 直近の事業報告書（共同提案の場合は全提案社分）：PDF形式 [提案者数分]
- ⑨ 直近３年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書。連結決算の場合は連結のものを提出すること。なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。）：PDF形式 [提案者数分]  
※３年分の財務諸表をまとめて１つのPDFファイルとすること。

#### 【中小／ベンチャー企業又は非上場企業等で提案書に添付すべき書類・データが存在しない場合】

- ・事業報告書や財務諸表等の提出書類が存在しない場合は、過去実施事業内容や実績、財務状況が分かるA4 4枚程度の説明資料を作成の上、提出すること。会社概要を事業報告書として提出することは認めません。
- ・財務諸表が３年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出すること。

#### 【共同提案条件を満たす外国法人が提案者に含まれる場合】

- ・会社案内・直近の事業報告書について、共同提案者の国内代理人のものと異なる外国法人自身の会社案内・事業報告書が英文もしくは和文で存在する場合は提出すること。

- ・現地国法規制等により、外国法人の直近3年間の財務諸表の提出に条件が伴う場合は事前に公募事務局まで相談すること。

#### (5) 提出にあたっての留意事項

- ① 提出書類は日本語で作成してください。
- ② 締切日前に再提出を希望する場合は公募事務局までメールにて、再提出希望の旨をご連絡ください。なお同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ③ 電子メール、ファイル転送ソフト等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ④ 通信トラフィック状況等により、送信に時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ⑤ 「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ⑥ 提出書類に不備があり、事務局が提示する再提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ⑦ 受理後であっても、応募要領の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ⑧ 無効となった提出書類は、NEDOで破棄させていただきます。

### 5. 秘密の保持

- (1) NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- (2) 評価者には守秘義務がありますが、提案者が提案書の一部について非公開の扱いを希望する場合は、該当する部分を(別添4)に明示ください。NEDOはその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、ご注意ください。
- (3) 取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。
- (4) ただし、提案書の内容は、秘密保持の義務を遵守した上で、主務官庁である経済産業省に情報を提供することがあります。

### 6. 助成先の選定

- (1) 審査の方法について
  - ① 外部有識者による採択審査委員会とNEDO内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
  - ② 採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。
  - ③ 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。
  - ④ 必要に応じてヒアリング又は資料の追加等をお願いする場合があります。特に採択審査委員会では、審査委員の前で短時間の発表と質疑応答をお願いする場合があります。複数の企業等が共同で提案する場合は、原則、全ての提案者に出席していただきますので、日程の調整にご協力をお願いいたします。また、できる限り提案の責任者である取締役または執行役員若しくはそれに準

じる方の出席をお願いします。

- ⑤ 助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

① 採択審査の基準

項目		重視するポイント
要件審査	実証技術の主目的	・顕著なエネルギー消費削減効果・石油代替効果が期待できるものであり、コアとなる技術が我が国のものであるもの。
	明確な課題	・実用化に向けた技術的課題が明確であること。または、実証を行う地域特有の運用上の課題が明確かつ挑戦的であること。(既に実用化が進展しており、課題が明確でないものは対象外。)
	実証研究後の目標	・実証研究後、国内外市場での普及が期待できる技術であること。または、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証を通じて、日本への成果還元が期待できること。
	実証要件適合性等調査の採択条件	・実証要件適合性等調査の採択条件を踏まえて検討された提案内容になっていること。
	公的資金投入の意義	・当該事業は、民間企業のみで取り組むにはリスクが高いこと、かつ社会的意義(実証研究を実施し、またその後普及することで、対象国・地域や日本におけるエネルギー問題、二酸化炭素排出、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献又は波及)があることにより公的資金を投入する意義があること。
	提案者の財務状況	・実証の遂行及び実証後の普及活動を行うことができる財務状況にあるか、又は資金調達力を有していること。
実証研究の内容	国・地域の妥当性	・対象とした国・地域において、対象技術に対するニーズが強く存在し、実証後に大幅な普及が見込まれるか。または、日本にはない市場環境が存在するなど、その国で実証研究を行う妥当性が十分あるか。 ・日本で普及していない技術である場合には、対象国・地域で普及すると考える理由が明確に示され、その国・地域で実証研究を行う妥当性が十分あるか。
	事業手法の適切性	・当該事業の実施にあたり、他の手法(日本への招聘、技術者の派遣等)と比較して、対象国における実証という手法が適切であるか。
	公的資金投入の意義	・当該事業は、民間企業のみで取り組むにはリスクが高いこと、かつ社会的意義(実証研究を実施し、またその後普及することで、対象国・地域や日本におけるエネルギー問題、二酸化炭素排出、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献又は波及)が大きいことにより公的資金を投入する意義が大きいのか。
	対象技術の妥当性	・技術のスペックや効果、開発・販売状況等について具体的な説明ができていないか。 ・提案技術は、導入を検討している国・地域のニーズや現状を踏まえたものであり、また競合技術・代替技術に対して市場競争力を持つ可能性が高いものか。 ・対象技術は、対象国・地域において、新規性があるか。 ・技術実証要素が明確かつ妥当か。
	実証研究の全体計画の妥当性 ※実証前調査、フォローアップも含む。	・想定している相手国企業及び実証サイトは適切か。 ・スケジュール及び予算額は妥当であり、具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・当該事業の実施にあたり、実証に必要な最低限の構成要素(設備等)となっているか。 ・日本及び対象国・地域において、当該事業の実施に必要な体制(技術者、設備等含む)が確立されているか。 ・日本及び対象国・地域との間で、適切な役割分担及び費用分担が確保される見通しが立っているか。
	実証研究の成果目標の具体性及び妥当性	・実証研究の実施によって達成を目指す技術的目標が、定量的に設定され、その根拠は明確か。 ・その他の成果目標がある場合は、具体的に記載できているか。 ・設定された目標は、国内外の技術動向及び市場動向、対象国・地域における社会的・経済的ニーズ等を踏まえ妥当なものになっているか。
	実証研究を実施する上で必要な手続きの網羅性	・実証研究を実施するうえで確認や取得が必要となってくる許認可、標準・規格、輸送・通関、税などの各種手続きについて、具体的な記載があるか。
	実証研究実施中のリスク管理の妥当性	・当該実証研究の実施に悪影響を与え得る不確実要素(リスク)を抽出し、具体的な対応策が検討されているか。
適用技術の普及可能性	事業体制	・供給者から需要者までのバリューチェーンを踏まえた事業モデルを構築しているか。 ・いつまでに何をするのか(例:営業体制、人員増強、新製品導入計画など)という実行計画が明確になっているか。 ・関係機関(国・州政府など)との合意、認証取得などが必要となる場合、その取得の実行計画が明確になっているか。
	市場分析	・目指す市場が明確に定義されているか。(顧客の特性を分解・整理した上で狙う領域を決め、自社の立ち位置を明確にしているか。) ・外部環境要因(政治、経済、社会、技術)も考慮した市場分析(規模、成長性、価格推移など)が十分になされた上で、狙う市場は将来的な成長が見込まれるか。

	競合分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象国・地域における競合企業・競合技術等を十分かつ妥当な分析の上、自社の強みを特定できているか。</li> <li>・競合分析結果を踏まえて、自社の戦略（ターゲット、マーケティング手法、標準化など）の検討がなされているか。</li> </ul>
	成果普及時のリスク管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該実証終了後の事業の収益・採算に影響を及ぼすことが想定されるリスクを抽出しているか。</li> <li>・主要リスクに対し具体的な対策が検討されているか。</li> </ul>
	資金調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総投資額が明確にされ、調達先の用途が立っているか。</li> <li>・行政などから補助金等が不可欠な場合は、その受領見込みが立っているか。</li> </ul>
事業収益性	供給者（収益性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定事業年度において明確な事業収益性（売上額、営業利益額）が確保されているか。</li> <li>・投資が必要な場合は、十分な回収見込みがあるか。投資が不要な場合は、十分な営業利益率が確保できる見込みか。</li> </ul>
	供給者（営業利益）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証研究におけるNEDO負担額以上の利益が、供給者が想定する普及事業期間内で創出されているか。</li> </ul>
	需要者（収益性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要者にとって十分な事業採算性（＝投資回収）が見込めるか。</li> </ul>

## ② 契約・助成審査委員会の選考基準

助成金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

- i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。
  - a. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。
  - b. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
  - c. 助成事業の経済性が優れていること。
- ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。
  - a. 関連分野における事業の実績を有していること。
  - b. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。
  - c. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
  - d. 経営基盤が確立していること。
  - e. 助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

## ③ 審査結果の通知及び公表

### i. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

### ii. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

### iii. 附帯条件

採択に当たって条件を付す場合があります。

### iv. その他

- a. 必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前にNEDOまでご相談ください。

- b. 採択の通知を受けた提案者は、ただちに交付申請書類を作成していただきます。NEDOは交付申請書類の提出を受けて、交付決定通知を発行します。

#### ④ スケジュール

2022年	12月9日(金)	:	公募開始
	12月16日(金)	:	公募説明会(オンライン開催)
2023年	1月10日(火)	:	公募〆切
	2月下旬(予定)	:	採択審査委員会(外部有識者による審査)
	3月中旬(予定)	:	契約・助成審査委員会
	3月下旬(予定)	:	提案者へ採択・不採択の通知と結果の公表
	5月頃(予定)	:	交付申請書類の提出
	5月頃(予定)	:	交付決定

## 7. 留意事項

### (1) 政府の予算状況による変更

政府予算に基づき実施しているため、本事業の制度や計画等が変更されることがあります。

### (2) 実証研究における機器・システムの発注・製造について

事業者は、実証研究において最初に機器の発注・製造に取り掛かる前に、事業中止に繋がりがかねないリスクとその対応状況について確認を行い、機器の発注・製造への着手についてNEDOの了解を得る必要があります。

### (3) 企業化状況報告書等の提出

採択された事業にあつては、助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5年後までの企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

### (4) 収益納付

当該助成事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。財産処分の制限と収益納付(参考2)でご確認ください。

### (5) 実証研究で取得する資産の取扱いについて

助成事業を実施するために購入し、または製造した取得資産は、助成事業者に所有権が帰属します。ただし、国際実証研究費助成金交付規程に基づき、資産の取得日から一定期間、資産の処分について制限が課されます。詳細は、2.(7)に記載の助成事業の手続きマニュアルをご確認ください。また、実証終了後に資産を廃棄することとなった場合、資産の廃棄に係る費用は助成対象費用となりません。

### (6) 助成金交付申請書

提案書は採択に関するものであり、助成金の交付に当たっては、改めて助成金交付申請書を提出していただくとともに、事業の評価を実施します。評価の結果により、当初申請されていた助成期間内であっても、助成金の交付を中止することがあります。

(7) 事後評価・追跡調査

実証研究終了後、本研究成果についての事後評価と追跡調査にご協力いただきますので、お願い申し上げます。

(8) 「国民との科学・技術対話」への対応

本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目（消耗品費、旅費、借料等）にそれぞれ計上してください。

- ① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。
- ② 本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。（この場合、算出根拠を明確にしてください。）  
本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。  
また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(9) 助成事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

助成事業では、交付規程第9条第1項二十二号及び第23条第4項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとする。
- ② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとする。
- ③ 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができる。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の事業において得られたものです。」

【普及（ビジネス化等）について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

(10) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

(11) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。<sup>注1</sup>）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。<sup>注2</sup>）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

注1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijyutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijyutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

注2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- ① 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
  - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
  - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）
  - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
  - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

② 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求め場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

## (12) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。<sup>(注3)</sup>）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。<sup>(注4)</sup>）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

注3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

注4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

### ① 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iiiにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

### ② 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

### ③ NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

電話番号： 044-520-5131

FAX番号： 044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

### (13) 安全保障貿易管理について (海外への技術漏洩への対処)

- ① 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法 (昭和24年法律第228号) (以下「外為法」という。) に基づき輸出規制\*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出 (提供) しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物 (技術) を輸出 (提供) しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度 (リスト規制) と②リスト規制に該当しない貨物 (技術) を輸出 (提供) しようとする場合で、一定の要件 (用途要件・需要者要件又はインフォーム要件) を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度 (キャッチオール規制) から成り立っています。

- ② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者 (非居住者) (2021年5月1日以降は特定類型※に該当する居住者を含む。) に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

- ③ 本事業を通じて取得した技術等を輸出 (提供) しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時において、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約／交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

- ④ 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理 (全般) <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/> (Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程 <https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイドランス (入門編) <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドランス (大学・研究機関用) [https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

### (14) 重複の排除

国 (国立研究開発法人等を含む) が助成する他の制度 (補助金、委託費等) において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案されたテーマが、同一の提案者による同一の研究開発課題 (配分される研究開発の名称及びその内容をいう。) と判断された場合、採択は行いません。

### (15) 実施体制に外国法人を含む場合の提出資料について

実施体制に外国法人が含まれる場合、助成金の交付申請に併せて「国際実証研究費助成金に係る確

約書」(別添2)の提出が必要となります。

#### (16) 事業実施途中における実施体制の変更について

実証研究の実施体制は、実証要件適合性等調査の提案時に提示されたものを原則とします。提案内容のメインとなる部分について、途中で新たな助成事業者を加えることは原則認められません。ただし、新たに追加する助成事業者が既存助成事業のSPCや分社等であり、既存事業者の業務の一部を新たに追加する助成事業者に承継する場合、途中で新たな助成事業者を加えることは可能です。

また、提案内容の一部分について助成事業者からの委託等※として企業を実施体制に追加することは、以下を条件に可能です。

- ・助成事業者から委託等をするものの合理的な理由があること
- ・委託等される業務を履行する能力等があること
- ・外部有識者の審議等により適切と認められること
- ・助成事業者からの委託等費は、助成対象費用の額の50%未満であること

また、技術実証要素がない場合には、その内容が適切と判断されれば、外注先として追加することが可能です(ただし、相見積が必要)。なお、当初の実施体制から助成事業者等が抜けることは、実証研究への影響を踏まえて適切と判断される場合には可能です。

※ 委託等とは、NEDOの助成先からの委託又は共同研究をいう

#### (17) 物品の調達について

本事業の実施にあたって必要となる設備・機器等については、技術実証内容に照らし合わせ、国内製品に限らず、国内外から技術的優位性のあるものを調達することとします。ただし、本事業を実施するにあたって支障のない範囲で、経済性を重視して調達することも可とします。

#### (18) 標準化への対応

技術開発成果の社会実装や国際展開に、標準が有効なツールとなることがあります。そのため、本事業では、事業開始時に、NEDOと標準に関する検討を実施していただく場合があります。検討の結果、市場・技術の特性・戦略・ビジネスモデル等に標準が合致すれば、必要に応じ実証実施期間中から、当該実証成果のISO・IEC等の標準化に取り組んでいただきます。

#### (19) NEDOと事業者の役割について

NEDOは、政府予算の適正な執行のために必要な事業の管理、実施方法に係る助言、関連事業の情報提供及び相手国政府等とのMOU等の締結等を行います。事業者は、事業の具体的な方法、手段、手順(相手国企業との調整及びPA等の締結、現地における税制対応及び許認可取得、実証機器の製造・輸送・設置、実証運転並びに普及活動を含む)の検討とその実施を主体的に担っていただきます。

#### (20) 相手国政府機関等との間のMOU等及び相手国企業とPA等の締結について

NEDOと相手国政府機関等との間でMOU等を締結し、事業者と相手国企業との間でPA等を締結することが、実証研究開始の条件となります。どちらか一方が締結できない場合は、たとえ事業化評価で実証研究へ進むことが決まっても、実証研究を開始することはできません。

NEDOは、相手国政府機関等(締結先候補又は締結先)との協議に最大限努めますが、相手国政府機関等に起因するMOU等の締結時期の遅れ若しくは不成立又は合意内容の相手国政府機関等による不履行若しくは不遵守について一切責任を負いませんのでご了承ください。

## 8. 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提案書類等についての説明会を次の日程によりオンラインにて開催いたします。応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。参加を希望する場合は2022年12月14日（水）正午までに以下の宛先に参加希望の旨、電子メールにてお申込みください。

### 【オンライン開催】

日時：2022年12月16日（金）13時30分～14時30分

参加申込み宛先：[shouene-kokusai@nedo.go.jp](mailto:shouene-kokusai@nedo.go.jp)

記載事項：件名 「省エネ型産業パークを実現するための自立分散型エネルギーシステムの実証研究（中国）」事業 追加公募説明会への参加申込み（事業者名）

- 本文
- ① 事業者名
  - ② 申込者氏名、役職名
  - ③ 電話番号
  - ④ 電子メールアドレス
  - ⑤ 参加予定者指名、役職名（※ 申込者以外に参加者がいる場合）

申込み期限：2022年12月14日（水）正午

アクセス方法等は別途電子メールにて2022年12月15日（木）午後までにご連絡予定です。

## 9. 問い合わせ先

本件に関する内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2023年1月5日（木）まで、下記宛電子メールで受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 省エネルギー部

省エネ型産業パークを実現するための自立分散型エネルギーシステムの実証研究（中国）

担当（宮崎、矢野）

宛先：[shouene-kokusai@nedo.go.jp](mailto:shouene-kokusai@nedo.go.jp)

件名：「省エネ型産業パークを実現するための自立分散型エネルギーシステムの実証研究（中国）」  
事業 追加公募問合せ（事業者名）

## 10. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

[https://www.nedo.go.jp/shortcut\\_jigyuu.html](https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyuu.html)

## 11. 【参考】事業化評価/フォローアップ審査の審査基準（予定）

事業化評価においても、外部有識者で構成される委員会と、NEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査を行います。外部有識者による審査の基準は表1を予定していますが、今後変更の可能性があります。変更の場合は、事業化評価前に改めて審査基準を提示します。

表 1 : 事業化評価の審査基準 (予定)

項目		重視するポイント	
要件審査	実証技術の主目的	・顕著なエネルギー消費削減効果・石油代替効果が期待できるものであり、コアとなる技術が我が国のものであるもの。	
	明確な課題	・実用化に向けた技術的課題が明確であること。または、実証研究を行う地域特有の運用上の課題が明確かつ挑戦的であること。 (既に実用化が進展しており、課題が明確でないものは対象外。)	
	実証研究後の目標	・実証研究後、国内外市場での普及が期待できる技術であること。または、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証研究を通じて、日本への成果還元が期待できること。	
	実証前調査の採択条件	・実証前調査の採択条件を踏まえて検討された提案内容になっていること。	
	公的資金の意義	・当該実証研究は、民間企業のみで取り組むにはリスクが高いこと、かつ社会的意義(実証研究を実施し、またその後普及することで、対象国・地域や日本におけるエネルギー問題、二酸化炭素排出、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献又は波及)があることにより公的資金を投入する意義があること。	
	提案者の財務状況	・実証研究の遂行及び実証研究後の普及活動を行うことができる財務状況にあるか、又は資金調達力を有していること。	
実証研究の内容	国・地域の妥当性	・対象とした国・地域において、対象技術に対するニーズが強く存在し、実証研究後に大幅な普及が見込まれるか。または、日本にはない市場環境が存在するなど、その国で実証研究を行う妥当性が十分あるか。 ・日本で普及していない技術である場合には、対象国・地域で普及すると考える理由が明確に示され、その国・地域で実証研究を行う妥当性が十分あるか。	
	手法の適切性	・当該実証研究は、民間企業のみで取り組むにはリスクが高いこと、かつ社会的意義(実証研究を実施し、またその後普及することで、対象国・地域や日本におけるエネルギー問題、二酸化炭素排出、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献又は波及)が大きいことにより公的資金を投入する意義が大きいこと。	
	公的資金の意義	・当該事業は、民間企業のみで取り組むにはリスクが高いこと、かつ社会的意義(実証研究を実施し、またその後普及することで、対象国・地域や日本におけるエネルギー問題、二酸化炭素排出、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献又は波及)が大きいことにより公的資金を投入する意義が大きいこと。	
	対象技術の妥当性	・技術のスペックや効果、開発・販売状況等について具体的な説明ができていないか。 ・提案技術は、導入を検討している国・地域のニーズや現状を踏まえたものであり、また競合技術・代替技術に対して市場競争力を持つ可能性が高いものか。 ・対象技術は、対象国・地域において、新規性があるか。 ・技術実証要素が明確かつ妥当か。	
	実証研究の全体計画の妥当性 ※フォローアップも含む。	・想定している相手国企業及び実証サイトは適切か。また、実証研究の実施にあたり、相手国企業から実証研究への参加意思を証明する文書等が提示されているか。 ・スケジュール及び予算額は妥当であり、具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・当該実証研究の実施にあたり、実証研究に必要な最低限の構成要素(設備等)となっているか。 ・日本及び対象国・地域において、当該実証研究の実施に必要な体制(技術者、設備等含む)が確立されているか。 ・日本及び対象国・地域との間で、適切な役割分担及び費用分担が確保される見通しが立っているか。	
	実証研究の成果目標の具体性及び妥当性	・当該実証研究の実施によって達成を目指す技術的目標が、定量的に設定され、その根拠は明確か。 ・その他の成果目標がある場合は、具体的に記載できているか。 ・設定された目標は、国内外の技術動向及び市場動向、対象国・地域における社会的・経済的ニーズ等を踏まえ妥当なものになっているか。	
	実証研究を実施する上で必要な手続きの網羅性	・当該実証研究を実施するうえで確認や取得が必要となる許認可、標準・規格、輸送・通関、税などの各種手続きについて、具体的な記載があるか。	
	実証研究実施中のリスク管理の妥当性	・当該実証研究の実施に悪影響を与え得る不確実要素(リスク)を抽出し、具体的な対応策が検討されているか。	
適用技術の普及可能性	事業戦略	事業体制	・供給者から需要者までのバリューチェーンを踏まえた事業モデルを構築しているか。 ・いつまでに何をするのか(例:営業体制、人員増強、新製品導入計画など)という実行計画が明確になっているか。 ・関係機関(国・州政府など)との合意、認証取得などが必要となる場合、その取得の実行計画が明確になっているか。
		市場分析	・目指す市場が明確に定義されているか。(顧客の特性を分解・整理した上で狙う領域を決め、自社の立ち位置を明確にしているか。) ・外部環境要因(政治、経済、社会、技術)も考慮した市場分析(規模、成長性、価格推移など)が十分になされた上で、狙う市場は将来的な成長が見込まれるか。
		競合分析	・対象国・地域における競合企業・競合技術等を十分かつ妥当な分析の上、自社の強みを特定できているか。 ・競合分析結果を踏まえて、自社の戦略(ターゲット、マーケティング手法、標準化など)の検討がなされているか。

	成果普及時のリスク管理	・当該実証終了後の事業の収益・採算に影響を及ぼすことが想定されるリスクを抽出しているか。 ・主要リスクに対し具体的な対策が検討されているか。	
		資金調達	・総投資額が明確にされ、調達先の目途が立っているか。 ・行政などから補助金等が不可欠な場合は、その受領見込みが立っているか。
	事業収益性	供給者(収益性)	・想定事業年度において明確な事業収益性(売上額、営業利益額)が確保されているか。 ・投資が必要な場合は、十分な回収見込みがあるか。投資が不要な場合は、十分な営業利益率が確保できる見込みか。
		供給者(営業利益)	・実証研究におけるNEDO負担額以上の利益が、供給者が想定する普及事業期間内で創出されているか。
		需要者(収益性)	・需要者にとって十分な事業採算性(=投資回収)が見込めるか。

フォローアップ審査の審査基準は表2を予定していますが、今後変更の可能性があります。変更の場合は、フォローアップ審査前に改めて審査基準を提示します。

表2：フォローアップ審査の審査基準（予定）

項目	重視するポイント	
要件審査	フォローアップの目的	・フォローアップの目的に合致しているか。
	明確な課題、実証技術の主目的、資産の継続的な活用、実証研究後の目標	・4項目*につき、事業化評価(実証研究への移行が決まった)時点から変更がないか。 ※ ①明確な課題(実用化に向けた技術的課題が明確であること。または、実証を行う地域特有の運用上の課題が明確かつ挑戦的であること。) ②実証技術の主目的(顕著なエネルギー消費削減効果・石油代替効果が期待できるもの。) ③資産の継続的な活用(実証終了後に実証資産の継続的な活用が見込まれること。) ④実証研究後の目標(実証研究後、海外市場での普及が期待できる技術であること。または、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証を通じて、日本への成果還元が期待できること。)
	提案者の財務状況	・フォローアップの遂行及び実証後の事業者独自の(本フォローアップではない)普及活動を行うことができる財務状況にあるか、又は資金調達力を有しているか。
	実証研究の成果目標の達成	・実証研究で設定した技術的目標(その他の目標があればそれも)が達成されたか。
	国・地域の妥当性	・対象とした国・地域において、対象技術に対するニーズが強く存在し、フォローアップ後に大幅な普及が見込まれるか。または、日本にはない市場環境が存在するなど、その国でフォローアップを行う妥当性が十分あるか。 ・日本で普及していない技術である場合には、対象国・地域で普及すると考える理由が明確に示され、その国・地域でフォローアップを行う妥当性が十分あるか。
フォローアップの内容	NEDOが資金を投じることで得られる効果	・NEDOが資金を投じることによって大きな効果が期待できるか。
	フォローアップの全体計画の妥当性	・想定している実施場所は適切か。 ・スケジュール及び予算額は妥当であり、具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・当該事業の実施にあたり、効率的な実施内容となっているか。 ・日本及び対象国・地域において、当該事業の実施に必要な体制(技術者、設備等含む)が記載されているか。
	フォローアップの成果目標の具体性及び妥当性	・フォローアップの実施によって達成を目指す目標が適切に設定され、その根拠は明確か。 ・その他の成果目標がある場合は、具体的に記載できているか。
	フォローアップを実施する上で必要な手続の網羅性	・フォローアップを実施するうえで必要な各種手続きについて、確認できているか。
	フォローアップ実施中のリスク管理の妥当性	・実証研究の終了時点までのリスクマネジメント管理シートが適切に更新され、かつ、起こりやすさと影響の大きさについての記載がNEDOとして許容できる範囲となっているか。
	市場	・ターゲットとする市場は、明確に定義されているか。 ・ターゲットとする市場は、一定の規模があるか。 ・ターゲットとする市場は、将来的な成長が見込めるか。

事業の普及可能性	競争力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターゲットとする市場において、実証機器・システムには品質・性能（技術）面の競争力があるか。</li> <li>・ターゲットとする市場において、実証機器・システムには価格競争力があるか。</li> <li>・ターゲットとする市場において、実証機器・システムは、競合する技術、機器・システム、企業との競争に競い勝てるか。</li> </ul>
	ビジネスモデル・事業体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターゲットとする顧客層や顧客は、特定されているか。実証機器・システムの営業戦略は、明確か。販路ほか販売方法は、明確か。</li> <li>・ビジネスモデル・事業体制は、サプライチェーンにおけるステークホルダー（現地パートナーを含む）とともに、計画・構築されているか。</li> </ul>
	事業計画・リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証機器・システムのターゲット市場における事業計画は、全社の経営戦略と整合的に位置づけられているか。</li> <li>・ターゲットとする市場のビジネス環境（政治・政策・制度・経済・金融・社会・インフラ・環境・エネルギー・技術）で、顕在化の蓋然性を含め、事業の収益・採算に影響を及ぼすリスクを特定しているか。主要リスクへの対応策を検討しているか。</li> </ul>
	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定事業年10年間とした場合、期間中、売上と営業利益を見込むことができるか。営業利益見込みはNEDO助成金額を上回っているか。</li> <li>・収支計画において、売上と営業利益の前提条件・根拠は、妥当か。</li> </ul>
	波及効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及することで、対象国・地域や日本におけるエネルギー問題、二酸化炭素排出、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献又は波及効果が期待できるか。</li> </ul>

## 1.2. 【参考】温室効果ガス排出削減量計算要領

本提案書では、温室効果ガス排出量の計算に当たって、当該プロジェクトにおける温室効果ガス排出削減効果を客観的に確認するため、全プロジェクトにおける効果を下記の方法を用いて算出することとします。

- (1) 省エネ・代エネ効果（熱量換算）を用いて計算すること。
- (2) 原則、IPCCガイドライン※記載のある、CO<sub>2</sub>のデフォルト排出係数(Default Emission Factor)を用いて計算すること。

温室効果ガス削減効果の要因が省エネ・代エネ効果に起因する場合

CO<sub>2</sub>換算量 (kg-CO<sub>2</sub>/y)

= 省エネ・代エネ効果 (TJ/y) × IPCCが提示するCO<sub>2</sub>のデフォルト排出係数 (kg/TJ)

※ IPCCガイドライン (2006 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories)

<https://www.ipcc-nggip.iges.or.jp/public/2006gl/index.html>

→ Volume 2 “Energy” 参照

(3) CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスについては、以下で提示された地球温暖化係数を乗じること。

温室効果ガス			地球温暖化係数
1	二酸化炭素	CO <sub>2</sub>	1
2	メタン	CH <sub>4</sub>	25
3	一酸化二窒素	N <sub>2</sub> O	298
4	ハイドロフルオロカーボン	HFC	—
	トリフルオロメタン	HFC-23	14,800
	ジフルオロメタン	HFC-32	675
	フルオロメタン	HFC-41	92
	1・1・1・2・3・4・4・5・5・5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,640
	1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	3,500
	1・1・2・2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,100
	1・1・1・2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,430
	1・1・2-トリフルオロエタン	HFC-143	353
	1・1・1-トリフルオロエタン	HFC-143a	4,470
	1・2-ジフルオロエタン	HFC-152	53
	1・1-ジフルオロエタン <sup>*1</sup>	HFC-152a	124
	フルオロエタン <sup>*1</sup>	HFC-161	12
	1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	3,220
	1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン <sup>*1</sup>	HFC-236cb	1,340
	1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン <sup>*1</sup>	HFC-236ea	1,370
	1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	9,810
1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	693	
1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン <sup>*1</sup>	HFC-245fa	1,030	
1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン <sup>*1</sup>	HFC-365mfc	794	
5	パーフルオロカーボン	PFC	—
	パーフルオロメタン	PFC-14	7,390
	パーフルオロエタン	PFC-116	12,200
	パーフルオロプロパン	PFC-218	8,830
	パーフルオロブタン	PFC-31-10	8,860
	パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	10,300
	パーフルオロペンタン	PFC-41-12	9,160
	パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	9,300
	パーフルオロデカリン <sup>*2</sup>	PFC-91-18	7,500
パーフルオロシクロプロパン <sup>*2</sup>		17,340	
6	六ふっ化硫黄	SF <sub>6</sub>	22,800
7	三ふっ化窒素 <sup>*3</sup>	NF <sub>3</sub>	17,200

\*1：平成27年度から追加されたHFC

\*2：平成27年度から追加されたPFC

\*3：平成27年度から追加されたガス

(出典) 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(環境省 経済産業省 令和4年1月)

### 1.3. 【参考】財産の処分制限と収益納付

助成の場合、取得した財産(消費税抜きで50万円以上)は助成事業者に帰属し、耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表を参照)の期間中、助成金の交付目的に従って使用すること(目的内使用)が求められています。転用(助成事業者が交付目的以外の目的で使用)、譲渡、交換(他者の財産と交換)、貸付け、担保に供する処分(担保権を設定)、取壊し、廃棄の場合は、一定の額をNEDOに返納していただく必要がありますのでご注意ください。

また、事業終了後の5年間は、事業の成果による収益が発生したと認められる場合、その一部<sup>\*1</sup>をNEDOに納付していただくことがあります。詳細は課題設定型産業技術開発費助成事業の事務処理マニュアル<sup>\*2</sup>でご確認ください。

※1 収益納付額=助成事業に係る当該年度収益額×助成金寄与度

※2 事務処理マニュアル [http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

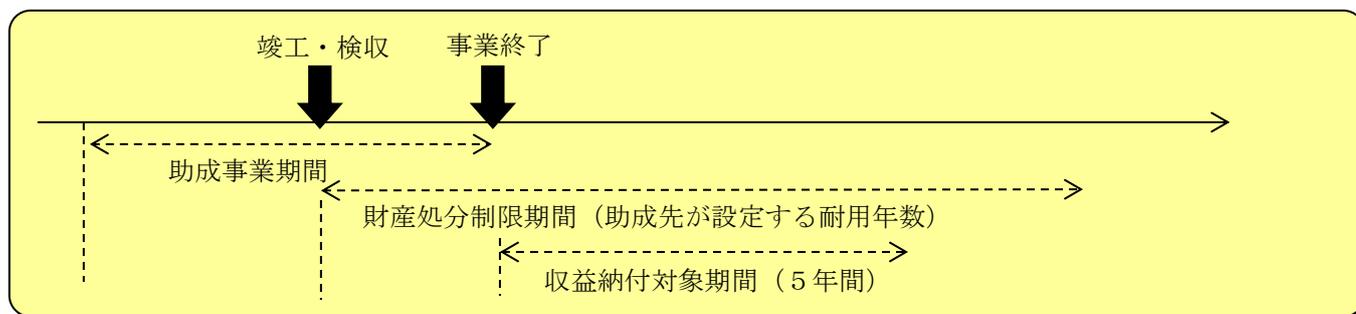


図3：助成事業期間、財産処分制限期間、収益納付対象期間の基本的な考え方

【注意】処分制限期間中の財産の所有・使用・処分方法によっては、NEDOへの納付金が必要な場合があります。必ず、どのケースに該当するかについて個別にご相談ください。

表3：処分制限期間内の想定される取得財産の活用方法（NEDO事業終了後）の例

財産の保有者（所有権）		実証を継続するために使用※1	任意の使用
助成先	自ら使用	<b>目的内使用</b> →財産処分に当たらず返納不要。	<b>目的外使用</b> で財産処分とみなす →残存簿価額×補助率で返納
	相手国企業・機関に貸付	無償 <small>（ただし、実証研究中に使用していなかった相手に無償貸付を行う場合は、以下の財産処分の扱いと同様とし、再処分条件※2を付した上で、納付条件を付さない。）</small>	<b>目的外使用</b> で財産処分とみなす →残存簿価額×補助率で返納
		有償	<b>目的外使用</b> で財産処分とみなす →実証を継続するために使用するとNEDOの承認を受けた場合は、再処分条件※2を付した上で、財産処分の納付条件を付さない※3。なお、助成事業者は、貸付・譲渡後も、交付規程第15条及び第16条を遵守すること。
相手国企業・機関	有償譲渡	（同上）	<b>目的外使用</b> で財産処分とみなす →譲渡額※4×補助率で返納
	無償譲渡		<b>目的外使用</b> で財産処分とみなす →残存簿価額×補助率で返納

※1 実証研究と同様の目的で取得財産を使用する場合で、それをNEDOが認めた場合は、その過程における収入の有無を問わず継続使用とみなす。

※2 処分制限期間中に再び財産処分を行う場合には、交付規程に基づきNEDOの承認を得ること。

※3 財産処分の納付条件とは、助成事業者が処分制限財産を処分しようとする場合に、NEDOの承認を予め得た上で、当該財産の残存簿価相当額若しくは譲渡額又は貸付額に助成割合を乗じた金額をNEDOに納付すること。なお、有償貸付け・譲渡による収入は、別途収益納付の算定対象となる。

※4 残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、合理的な理由があると認められない時は、残存簿価相当額又は鑑定評価額。

以上